令和８年秋季火災予防運動実施要綱

１　目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止することを目的として実施する。特に、令和７年の建物火災は70件（令和６年は52件）、そのうち住宅火災については45件（令和６年は33件）と前年に比較して増加しており、住宅火災の占める割合も約64％と高い状況にあることから、住宅火災の減少を目指すものとする。

２　統一標語

「火の確認　いい日を支える　いい習慣」

３　実施期間

令和８年11月９日（月）から11月15日（日）まで

４　実施事項

⑴　住宅防火対策の推進

住宅からの出火及び死者の発生を防止するため、消防団員等と合同で一般住宅等を訪問し、住宅における火災の予防方法などについて指導する。

特に、住宅用火災警報器の適切な維持管理及び設置から10年以上経過している場合は、経年劣化等による本体交換の必要性を周知する。

また、令和８年６月１日時点の設置率が82％と約２割弱の世帯が未設置となっていることから、関係機関等との連携による総力的な取組により設置を徹底する。

⑵　火災予防広報

住民の防火意識の高揚を図るため、各種の広報媒体を活用した広報を実施するとともに、住宅用火災警報器の維持管理を推進する広報用リーフレットを全世帯に配布するほか、横断幕や防火ポスター等を消防庁舎等に掲出する。

⑶　防火ポスターの表彰式

消防本部、盛岡地区防火協力会及び盛岡地区危険物安全協会の共催により募集した防火ポスターの優秀作品の表彰式を行う。

〈表彰式実施日時　令和８年11月９日（月）13時30分〉

⑷　消防水利の特別点検

各市町の実情に応じて、消防水利の特別点検を実施する。

⑸　火災防御訓練及び防火パレード

各市町の実情に応じて、火災防御訓練及び防火パレードを実施する。

５　その他

この要綱に定めるほか、実施に関し必要な事項は別に定めるものとする。